

山形市と株式会社ヤマハミュージックジャパンとの

文化創造の推進に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と株式会社ヤマハミュージックジャパン（以下「乙」という。）は、山形市民の文化創造の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携し、双方の保有する資源を有効に活用することにより、山形市の文化創造の推進を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- （1） 市民や観光客等への文化芸術活動の機会の創出及び拡大に関すること。
 - （2） 文化創造都市の担い手育成に関すること。
 - （3） 文化資産のデジタルアーカイブに関すること。
 - （4） その他山形市における文化創造の推進に資すること。
- 2 前項の取組の実施に当たり、乙は、必要に応じて自らの責任において第三者の技術的協力（ヤマハ株式会社による技術提供等を含む。）を活用することができる。
- 3 前2項の取組の具体的内容は、甲乙協議の上決定する。
- 4 乙は、第1項各号の取組の実施に関連して取得し、又は生成したコンテンツのうち、乙が利用権限を有するものについて、第三者に対し利用を許諾することができる。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た技術情報、営業情報、個人情報その他の非公開情報（以下「非公開情報」という。）を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、相手方から事前の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報には適用しない。

- （1） 開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - （2） 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - （3） 開示を受ける前から適法に保有していた情報
 - （4） 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、この協定の履行に必要な範囲で、自らの責任により秘密保持義務を課した第三者（ヤマハ株式会社を含む。）に非公開情報（個人情報を除

く。）を開示することができる。

4 前3項の規定は、本協定終了後も有効に存続する。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれがこの協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙協議し、必要な変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年10月7日

甲 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

乙 神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目1番2号

株式会社ヤマハミュージックジャパン

代表取締役社長 松岡 祐治